

61 「池田錦橋入門制戒禁約書」と京都の
痘科医佐井聞庵について

長谷川 一夫

一、「池田錦橋入門制戒禁約書」について

「池田錦橋入門制戒禁約書」（以下「約書」と略記）は、順天堂大学図書館山崎文庫の所蔵。帙題簽には「池田家入門制戒禁約書」、表紙題簽には「池田錦橋入門制戒禁約書」とある。池田錦橋については、わが国痘科の始祖とされる池田正直の曾孫で、名を独美、字を善卿、錦橋と号し、瑞仙と称した。安芸、大坂、京都では痘科治術を行い、寛政九年（一七九七）に幕府医官となり、翌年には幕府医学館の痘科医となった人である。

「約書」は「京都 佐井大瑞聞庵識」の入門制戒禁約之事、さらに神文と、文化十一年（一八一四）九月九日から嘉永六年（一八五三）四月二十二日までの一七四名が、入門年月日、藩籍や住所、姓名等を署名した入門姓名録か

らなっている。

入門制戒禁約之事は、一一か条からなり、一条に「此痘科治術の義は 御公義の医官池田錦橋の耳提面命の口訣秘伝たる処なり、是を以て師家に敵律の法則有り、禁戒約式有り、先ツ第一にこれを守らずんばあるべからざる事なり」とし、以下、守秘義務、患者への対応などを定めた規則である。神文は受講に際しての誓約で、五か条からなり、「少二ても相背き申すにおゐては 日本大小の神祇、殊 大巳貴尊・少彦名尊の御罪を蒙ふるべき者なり、仍而神文如件」で結んでいる。

入門制戒禁約之事を識した聞庵は、天保十四年の『天保医鑑』によれば、名は大瑞、字は公府、霍鳴と号し、聞庵と称した。京都衣棚丸太町北に住み、児科と痘科を業とした医師で、法橋の称号を得た人である。

二、聞庵と池田家、聞庵の門弟について

「約書」に署名した一七四名中の欄外等には、聞庵と池田家、聞庵と門弟との関係を示す書込みがある。

まず、聞庵と池田家との関係については、天保五年の丸山健斎の欄に「是迄入門金相達シ申し候、即二月十六

日出ス、同十五年の玉置亮輔には「臘月十七日、池田家へ達ス」、弘化四年の田中東左衛門には「未六月廿五日、八人分相達二両三步也、学僕入門共」、嘉永元年の伊藤玄育ら三名には「嘉永元戊申夏五月二十六日、金三兩ト五匁五分本代共下、此迄分相済申候」とある。

このことから、おそらく聞庵は錦橋の学統を引く医師であり、京都で開塾していたと思われること、「約書」は聞庵が師家の規則に準じて定めた塾則と神文に誓約させ、たうえで署名させた門人姓名録であること、聞庵が師家から錦橋の著書を購入していたこと、門弟の受入れにあたっては師家に報告し、入門料を納めていたことなど、うかがうことができる。なお、師家への報告、納金等については、錦橋が文化十三年、息の京水も天保七年に没していることから、おそらくはその痘科と瑞仙の名称を継承した養嗣の柔行にあてたものであろう。

つぎに、「約書」にみえる一七四名の年代的、地域的な分布と身分階層について述べよう。

まず、一〇年ごとの門弟数をみると、文化十一年〜文政七年は二七名、文政八年〜天保五年は三八名、天保六

年〜弘化元年は五七名、弘化二年〜嘉永六年の九年は五年〜弘化元年は五七名、弘化二年〜嘉永六年の九年は五二名で、各年の入門数は異なるものの、天保以降、増加傾向にあった。地域的には北は陸奥・出羽から南は九州地方に分布し、備中が最も多く、以下、京都・大坂・紀伊・備前・加賀などである。そのうち、侍医や藩医などの肩書きのある者も、北は佐竹藩・会津藩から南は佐賀藩・延岡藩・熊本藩など全国的に分布している。

さらに、一七四名の一七番目に、文政五年八月十二日に入門し、のちに免許を得た新見藩医丸山九三がいる。この九三に関連して、「約書」には「丸川九三註入門」「丸川九三取立」の書込みのある者が六名いる。うち一名は年月日・名前・花押のある者、四名は年月日・名前と「血印」とある者、一名は年月日・名前のみのである。六名はおそらく九三の門弟で、聞庵に入門後、改めて九三に入門した者、あるいは聞庵が報告を受けた九三の門弟と思われるが、さらに検討を加えたい。

いづれにしても、「約書」は錦橋の痘科普及を考えると、手がかりを与えてくれる貴重な資料といえよう。

(新潟県・中之島町立中之島中央小学校)